

令和7年12月10日以降の変更点について（改正の概要）

令和7年12月10日、建設業許可の手引き等について一部修正をしました。

概要は以下のとおりです。

(1) 刑法改正事項の反映

令和7年6月1日より、刑法（明治四十年法律第四十五号）が改正され、従前の懲役刑及び禁固刑が拘禁刑に一本化されたことに伴い、建設業許可の手引き等についても欠格要件の表記を修正しました。（手引き p5）

| |
|---|
| 旧： 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者 |
| 新： 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者 |

(2) 営業所技術者資格・特定営業所技術者資格について

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条の4の規定により、登録基幹技能者講習として、新たに登録道路等法面保護基幹技能者、登録斜面防災基幹技能者及び登録石材施工基幹技能者が登録されたことに伴い、令和7年10月17日より、上記3つの講習を修了した者を登録基幹技能者として資格認定することとなったため、その旨を反映しました。

この他、表から漏れていた資格についても追加修正をしました。（手引き p20～27）

(3) 提出書類の表記について

提出書類中、「役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写し」という表記がありましたら、国税庁HP等の一般的な表記に修正をしました。（手引き p32、35）

※提出する書類自体については従前のとおりで変更はありません。

(4) グローバル・ミニマム課税制度導入に伴う財務諸表の様式変更について

令和5・6・7年度税制改正に伴い、グローバル・ミニマム課税制度が導入されたことに伴い、令和7年4月1日より、建設業法施行規則の一部を改正する省令が改正され、財務諸表のうち「注記表」について、項目「17-3 国際最低課税額に対する法人税等」が追加されたため、様式十七号の二を修正しました。（手引き p80）

(5) 軽微な表記の修正

以上のほか、軽微な表記の修正をしました。